②飲食業等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金

感染症発生の防止策を講じながら売上の維持に資する 取り組みに要する経費について補助金を交付します。

補助金名	飲食業等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金
	既に飲食業等を営む方で次のいずれかの要件を満たす者 ①町内に住所又は所在地を有し、かつ、町内で事業を営んでいる者 ②前年同月比で20%以上売上が減少している月がある者 ③町税の滞納がない者
補助対象経費	感染症発生の防止策を講じながら売上の維持に資する取り組みであって改修費、設備費、新サービス実施費等に要する経費。
補助率	10/10 (補助上限20万)

例えば、コロナウイルス感染症拡大防止及び売上維持のため、新たにテイクアウト、宅配事業、通信 販売等に取り組む場合が対象となります。

③経営環境激変対策信用保証料補助金

セーフティネット等の認定を受け、信用保証協会保証制度に係る 融資を受けた場合の信用保証料について支援します。

補助金名	経営環境激変対策信用保証料補助金
補助対象者	次のいずれの要件も満たす者 ①町内に住所又は所在地を有し、かつ町内で事業を営んでいる者 ②セーフティネット4号、5号又は危機関連保証の規定により町の認定を受けた者 ③町税の滞納がない者
対象融資	島根県信用保証協会が取扱う保証制度
補助対象経費	上記対象融資に係る保証料 (ただし、一括支払分又は分割支払初回分に限る。及び、 国からの保証料補填を受ける部分は除く。)
補 助 率	4/5 (補助上限30万)

<u>④経営環境激変対策借入返済猶予利子補給金</u>

金融機関の協力を得て既往借入金の返済猶予が行われた場合において、利子の一部を助成します。

補給金名	経営環境激変対策借入返済猶予利子補給金
補給対象者	次のいずれの要件も満たす者 ①町内に住所又は所在地を有し、かつ、町内で事業を営んでいる者 ②新型コロナウィルス感染症の影響により売上が減少し、資金繰りのために既往借入金の返済猶予を行う者 ③町税の滞納がない者 ※売上の減少については、セーフティネット4号、5号、又は危機関連保証の認定基準を準用します。
補給対象経費	既往借入金の返済猶予により、元金返済が据え置きされた期間(ただし、最長6カ月分。)の利子
補給率	4/5 (補給上限20万)

【お問い合わせ】商工観光課 有線31-5271 電話54-2504

奥出雲町商工会 (本所) 有線31-0158 電話54-0158

(経営支援センター) 有線20-1119 電話52-1119

※「③経営環境激変対策信用保証料補助金」は商工観光課でのみ受け付けます。

【支給対象者】

次の条件すべてを満たす方が支給対象です。

- 1. 奥出雲町国民健康保険の被保険者または後期高齢者医療保険の被保険者
- 2. お勤め先 (事業主) から給与の支払いを受けている方
- 3. 新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いによる療養のため労務に服することができなかった方
- 4. 労務に服することができなかった期間について給与の全部又は一部が支給されない方

【適用期間】

労務に服することができなくなった日から起算して、連続した3日間を経過した日(4日目)から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日まで。

ただし、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間が対象であり、入院が継続する場合等は最長1年6か月までが支給対象。

【支給額】

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×日数

(注1)給与等が一部減額されて支払われている場合や、休業補償等を受けることができる場合は、支給額の減額や支給されないことがあります。

(注2) 支給額には上限があります。

【提出書類】

申請には、被保険者用の申請書、事業主及び受診した医療機関等が証明する申請書が必要となります。

お問い合わせ 健康福祉課 保険グループ 有線31-5121・5123 電話54-2511





新型コロナウイルス感染症により経営に影響を 受けている町内事業者を支援するため創設しました。

①奥出雲町事業継続支援給付金

事業全般に広く活用いただける給付金制度です。

給付金名	奥出雲町事業継続支援給付金
給付対象者	町内に住所又は所在地を有し、かつ町内で事業を営んでいる者であって、次のいずれかに該当する者。 ①中小企業信用保険法第2条第1項に規定される中小企業者 ②法人税法別表第2に該当する公益法人 ③町税の滞納がなく、今後も引き続き、事業を継続する意志のある者
給付要件	申請書提出時点において、令和2年1月以降における1ヵ月において前年同月比で売上の減少率が20%以上50%未満の月があること、かつ50%以上の減少月がないこと。
給 付 額	前年の売上- (減少率20%以上50%未満の月の売上×12) ※ただし上限50万

- ※個人事業の方、NPO法人(中小企業信用保険法に規定される特定事業を営む者に限る)も対象となります。
- ※給付額の算定において、千円未満の端数が発生した場合は切り捨てとします。
- ※創業が1年未満の事業者への対応などの特例措置もございます。